

お買い物割引券の 取扱店を募集します！

新型コロナウイルスにより負担が増えた家計への支援等のため、
全市民を対象として、「箕面お買い物割引券」を配付します。
割引券を使える取扱店を募集しますので、ぜひご登録ください！

募集
期間

令和2年6月26日(金)～ (※割引券取扱期間中は随時受付します。)

(注意)7月6日(月)までに申請いただいた場合は、お買い物割引券
と併せて全世帯に送付する「取扱店舗一覧」に掲載します。
なお、7月7日(火)以降も随時申込の受付を行い、専用ホームページ
上に掲載いたします。

換金手数料

無料!

※換金手続きの詳細は
決まり次第公表します

登録資格

箕面市内で小売業、飲食業及び
各種サービス業を営む事業者

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する
法律にかかる営業に関するものを除きます。

申込・問い合わせ窓口

箕面商工会議所

(箕面市西小路3-2-30)

月～金曜日(祝日を除く) 9時00分～16時00分

TEL: 072-721-1300 FAX: 072-721-1305

MAIL: mp@minohcci.or.jp

申込方法

- (1)「箕面お買い物割引券」取扱事業者
登録申込書兼誓約書(別紙②)
 - (2)委任状(別紙③)
(振込口座名義人と代表者名が異なる場合のみ)
 - (3)振込口座の名義、口座番号の分かる
もの(通帳のコピー等)を添付
- (1)(2)(3)を箕面商工会議所へご提出ください。

※なお、申込書兼誓約書及び委任状は、箕面商工会
議所ホームページからダウンロードしていただく
か、箕面商工会議所窓口までお越しください。

同時募集!

子育て世帯や高齢者、各種障害者手帳をお
持ちのかたのお買い物を応援する「箕面ま
ごころ応援カード」の取扱店を同時募集!
お客様がカードを提示された時にお店から
提供するプレゼントや割引等、サービスの
内容を設定してください。手続きは「『箕
面お買い物割引券』取扱事業者登録申込書
兼誓約書」内のチェック欄にチェックの上、
サービス内容をご記入いただくだけ!

箕面お買い物割引券とは?

- 概 要: 市内の登録店舗等で、お買い物等に使用できる割引券です。
割引券は、1,000円以上のお買い物で使用でき、お買い物1,000円ごとに
割引券を1枚、使用することができます。
(例) 1,000円以上のお買い物で、割引券(500円)を1枚、
2,000円以上のお買い物で、割引券(500円)を2枚、使用できます。
箕面市が全市民を対象に、2,000円分の割引券(500円×4枚)を送付
します。今回の発行額は約2.8億円で、約5.6億円の消費を喚起します。
- 使用期間: 令和2年8月1日(土)～令和2年12月31日(木)まで
- 使用方法: 市内の登録店舗等で、割引券として使用できます。

お問い合わせ

箕面商工会議所

TEL:072-721-1300 FAX:072-721-1305

箕面市箕面営業室

TEL:072-724-6727 FAX:072-722-7655